

事業者の皆様へ

事業系 一般廃棄物 ガイドブック

— 減量化・資源化及び適正処理 —



玉野市

1 玉野市の現状	1
2 廃棄物の区分	2
3 事業者の責務	9
4 ごみを減らすための 4 R	10
5 事業系一般廃棄物の処理方法	12
6 一般廃棄物収集運搬業許可業者	14
7 排出者としての義務	15
8 事業系ごみの搬入状況調査（展開検査）	17
9 ごみの減量に向けた取組み	18
10 業種別適正処理	22
11 事業系ごみに関する Q & A	27
【参考】廃棄物関係法令	28

1 玉野市の現状

玉野市の事業系ごみの排出量は、微増・微減を繰り返しており、令和元年度では、玉野市全体のごみ量の約 27%を占めています。（ただし、玉野市の一部の事業系ごみについては、家庭系ごみに混ざってごみステーションに多く排出されていた事もあり、数値的には低くなっています。）

ごみの減量化や資源化をより一層進め、循環型社会を形成するためには、市民や事業者、行政が、各々の役割と責任を十分に認識するとともに、連携・協力して自主的・主体的な取り組みを進める必要があります。

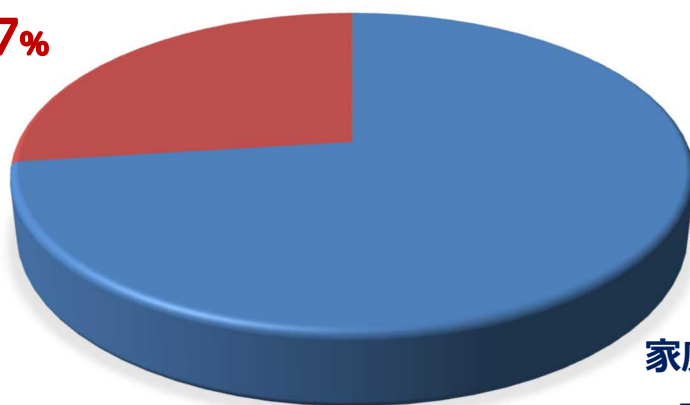
ごみの減量化や資源化を進めていくことは、環境負荷の低減、企業のイメージアップ、ごみ処理経費のコスト削減にもつながります。

また、事業に従事する一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち、行動に移すことで、ごみ減量化は始まります。

今後も、事業系ごみの減量・資源化についてご協力をお願いするとともに、事業者としての役割と責任を再度認識していただき、実践的な取り組みへと結びつけるための参考資料として、このガイドブックをぜひご活用ください。

玉野市のごみ量

事業系ごみ
27%



家庭系ごみ
73%



2020 年度玉野市一般廃棄物ごみ量

事業系ごみ **257.6g／人・日**

玉野市一般廃棄物基本計画目標値

事業系ごみ **181g／人・日**

2 廃棄物の区分

店舗・会社・工場・学校・官公署など、**事業活動**から出るごみは、**すべて**事業系ごみであり、また個人営業や農業などの**小規模事業者のごみ**も、事業系ごみです。

（玉野市東清掃センター及び玉野市一般廃棄物最終処分場は、**家庭系ごみ**一般廃棄物と**事業系**一般廃棄物のみを処分する施設です。）

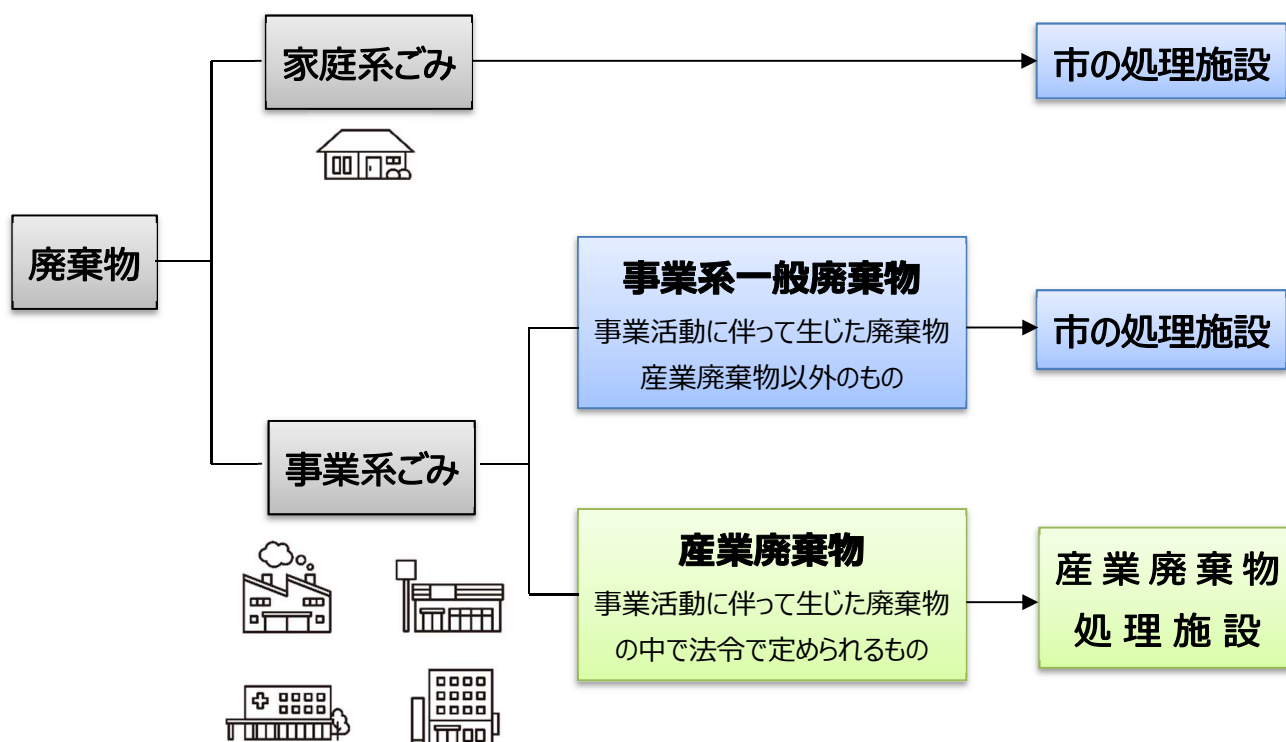
事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ定められた処理が義務づけられています。

事業活動には、店舗・会社・工場・事務所など、必ずしも営利を目的とする活動だけではなく、ボランティア活動団体や病院、学校、官公署などの公共のサービス活動も含まれます。

そのため、個人で事業を営む者から、会社や工場、公共施設などで事業を営む者まで、すべての人が事業系ごみを扱うこととなります。

家庭系ごみ（一般廃棄物）と事業系一般廃棄物は、しっかり分別してください。**事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。自ら市の処理施設に持ち込むか、収集運搬業許可業者に委託する必要があります。**

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に委託し、処理またはリサイクルしてください。



産業廃棄物一覧

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令で定める**21**種類の廃棄物のことを指し、市の処理施設では、**受け入れができません。**

産業廃棄物は、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任を**事業者**が負わなければなりません。

産業廃棄物一覧		
区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	焼却灰など
	②汚泥	排水処理や各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
	③廃油	鉱物性油、動植物性油脂などの廃油
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液などのアルカリ性の廃液
	⑥廃プラスチック	廃発泡スチロール、ビニール袋など
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄くず、非鉄金属くずなど
	⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類、生コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、 廃石膏ボード、セメントくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	⑩鋼さい	製鉄所の炉の残さいなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片など
	⑫ばいじん	産業廃棄物焼却施設で発生し、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業、印刷物加工業などから排出された紙くず
	⑭木くず	建設業、木材製造業などから排出された木くず
	⑮繊維くず	建設業、繊維工場などから排出された繊維くず
	⑯動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業などから排出された動植物性残さ
	⑰動物系固形不要物	と畜場や食鳥処理場で処理されたもの
	⑱動物のふん尿	畜産農業から発生する動物のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から発生する動物の死体
⑳その他の廃棄物		
①～⑨までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑲のいずれにも該当しないもの (例：コンクリート固形化物など)		
㉑輸入廃棄物		
①～㉑の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く、輸入された廃棄物		

※⑬～⑲は、限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となります。

一般家庭から出るごみと性質が同じものであっても、**事業活動に伴って発生し、産業廃棄物一覧表（3 ページ）に示した①～⑫に該当するものは、すべて産業廃棄物となります。**⑬～⑰は限定された業種から排出される廃棄物のみ産業廃棄物となります。

例えば、プラスチック類は、家庭から出れば一般廃棄物ですが、**事業所から出るプラスチック類は産業廃棄物になります**ので、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底して、適正な処理をしてください。

※複数の素材でできた物も産業廃棄物になります。

（例 / コピー機、掃除機、ＣＤプレイヤー、照明器具、乾電池、充電式電池、パソコンプリンター、電気コード、自転車、傘、蛍光灯、小型家電製品など）



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の具体的事例

事例 1 | 勤務時間中に従業員が事務所で昼食を取り、不要になったプラスチック製の弁当殻・飲料容器があります。これは事業活動に伴って生じたものではない（従業員がプライベートで出したものである）と考え、事業系一般廃棄物として本市処理場に搬入して良いか。

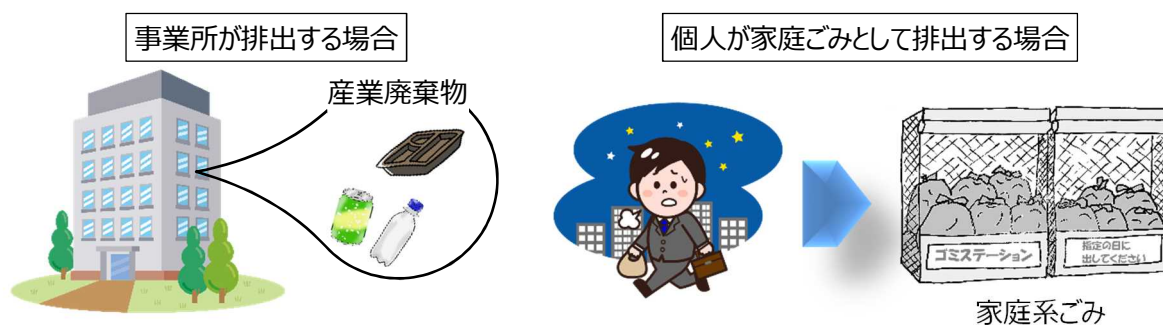
A この事例のポイントは、どこまでの廃棄物が『事業活動に伴って生じた・・・』範囲に含まれるのかにあります。事業の範囲にあれば事業系一般廃棄物に該当します。つまり、**そもそも事業活動が行われていなければ、勤務時間中に事務所で昼食が取られることはなく、廃棄物も事務所で発生していなかったことになります。**そのため、不要になったプラスチック製の弁当殻・飲料容器は事業活動と密接で不可避な関係にあることから、事業系一般廃棄物ではなく、**産業廃棄物の『廃プラスチック類』になり、本市処理場に搬入できません。**

また、従業員のプライベートな生活ごみであれば、そのごみは従業員個人が持ち帰り、生活ごみとして分別してゴミステーションに出してください。

ただし、事業所から発生する廃棄物を、職員に強制的に持ち帰らせるのは違法行為となる恐れがありますのでご注意ください。

以上の考え方は、事務所・店舗や施設・工場・作業場で使用された什器類・事務用具や乾電池・蛍光灯が不要になった場合も同様です。

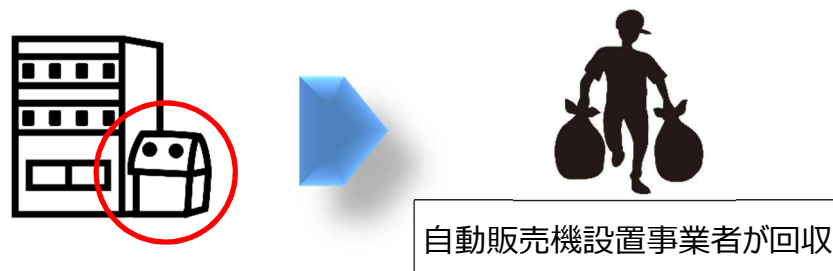
なお、事業活動とは、『①反復継続して行われるもの』であり、『②単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共事業をも含む広義のもの』のことです。そのため、町内会のイベント運営なども事業活動です。



事例 2 | 宿泊業やコンビニエンスストア、自動販売機に設置しているゴミ箱に捨てられた利用者・来訪者のごみは、事業系一般廃棄物として、本市処分場で処理して良いか。

A この事例は、事業活動の一環として行う付随された活動であるので、**事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて適切に処理してください。全てを事業系一般廃棄物として処理することはありません。**

これは、事務所・工場・作業場でも同様です。**ただし、自動販売機に設置しているゴミ箱のごみ（ペットボトル・びん・缶）は、自動販売機設置事業者が回収するので、その事業者へ回収を依頼してください。**



事例3 | 勤務時間中に、従業員が事務所で摂った昼食の弁当についていたナイロン袋入の割り箸は、産業廃棄物か事業系一般廃棄物か。

A ナイロン袋は、『廃プラスチック類』に該当し、「あらゆる事業活動に伴うもの」として**全業種で産業廃棄物に該当します**。割り箸は**特定の事業活動（建設業者の建設、解体、撤去）に当たらないため事業系一般廃棄物に該当するため、分別してください**。



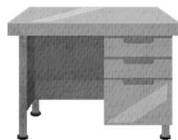
割り箸の袋(ナイロン) / 産業廃棄物



割り箸 / 事業系一般廃棄物

事例4 | 事務所で使用し、不要になった木製机とスチール製机は、どちらも産業廃棄物か。

A 『事業活動に伴って生じた・・・』廃棄物のうち、**スチール製の机**は、全業種で**産業廃棄物**となる『鉄くず』に該当します。**木製の机**は、建設業者の建設・解体・撤去以外の『木くず』として、**事業系一般廃棄物**に該当し、本市処理場に搬入できます。



産業廃棄物



事業系一般廃棄物

事例5 | 事務所で使用し、不要になった木製の椅子には、少量の金具（鉄くず）などがついている。事業系一般廃棄物として処理して良いか。

A ある廃棄物について事業系一般廃棄物がほとんどの割合を占め、産業廃棄物が一部含まれている場合は「総体として事業系一般廃棄物（＝総体一廃）」と考えます。この事例の場合は、「事業系一般廃棄物（総体一廃）」として本市処理場で処理することができます。その場合、金具はなるべく取り外してください。

また、産業廃棄物の一部に事業系一般廃棄物が含まれる場合は「総体として産業廃棄物（＝総体産廃）」となります。

事業系一般廃棄物とは

事業所から排出される廃棄物で、産業廃棄物以外のもののことです。

事業系一般廃棄物は、主に食品の残りやリサイクルのできない紙類、木くずなどです。市の処理施設に搬入する際は、搬入基準にあった大きさ（1 辺の長さが 50 c m 以下）であることを確認してください。

なお、特定の事業活動に伴うものは産業廃棄物に該当するものもあるので、本ガイドブック 3 ページでご確認ください。

廃棄物処理の判断フロー

事業活動に伴い排出された廃棄物は、
産業廃棄物 21 種類に該当しますか？

YES



産業廃棄物として処理



NO

事業系一般廃棄物としての処理となります。

その中に、資源としてリサイクルできるものはありますか？

- ☐ 古紙類(新聞、雑誌、段ボール、本類で汚れがないものなど)
- ☐ 草、剪定枝（事業所内の木枝を剪定したものに限る）



YES

資源回収業者などに引き取ってもらい
ましょう。
または、一般廃棄物・産業廃棄物収
集運搬業者を通じて引き取ってもらうこ
とができます。



NO

事業系一般廃棄物を市の処理施設に
自己搬入(有料)するか、市の許可を
受けた一般廃棄物収集運搬業者に委
託(有料)しましょう。

まぎらわしい事業系一般廃棄物の分別の例

紙くず、梱包に使用した段ボールなどの雑ごみ

📌 資源物です。分別して、古紙のリサイクル業者などで適正に処理してください。

ビニール袋、発泡スチロールなどのプラスチック類

📌 産業廃棄物です。産業廃棄物処理許可業者へ委託してください。

飲食店や従業員食堂などから出る残飯、厨芥類

📌 水分を絞ってから事業系一般廃棄物として処理してください。

業務用の生ごみ処理機を活用する方法や、食品リサイクル法第 11 条の登録を受けた再生利用事業者に委託して資源化する方法もあります。

インターネットで検索

生ごみのリサイクル業者の検索



登録再生利用事業者

検 索

食品リサイクル法の検索



食品リサイクル法

検 索

03 | 事業者の責務

『事業所から出るごみは、自ら処理をする責任があります』

事業者には『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』及び『玉野市廃棄物の減量及び適正に関する条例』で次の責務が定められています。本ガイドブック 27 ページでご確認ください。

- 事業者は廃棄物の発生を抑制し、**再利用を促進することなどにより、廃棄物を減量しなければならない。**（法第 3 条第 2 項、条例第 5 条第 1 項）
- 事業者は、その事業系廃棄物を**自らの責任において、適正に処理しなければならない。**（法第 3 条第 1 項、条例第 5 条第 2 項）
- 事業者は、廃棄物の**減量や適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。**（法第 3 条第 3 項、条例第 5 条第 3 項）
- 事業者は、**自ら環境の美化に努めるとともに、市民の自主的な美化活動に協力するよう努めなければならない。**（条例第 5 条第 4 項）

事業活動から廃棄物が発生する場合には、次の事項に注意し、適正に処理してください。

分別

- ⚠ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、分別を徹底してください。
- ⚠ 事業系ごみと古紙類などの資源物は、資源化を促進するため、適正に分別してください。

保管場所

- ⚠ 地域のごみステーションに出すことはできません。
- ⚠ 保管場所は、事業所内に設けるようにしてください。
- ⚠ 廃棄物の種類ごとに分別して保管するようにしてください。
- ⚠ 保管の際は、飛散や流出、悪臭などの発生に十分注意してください。

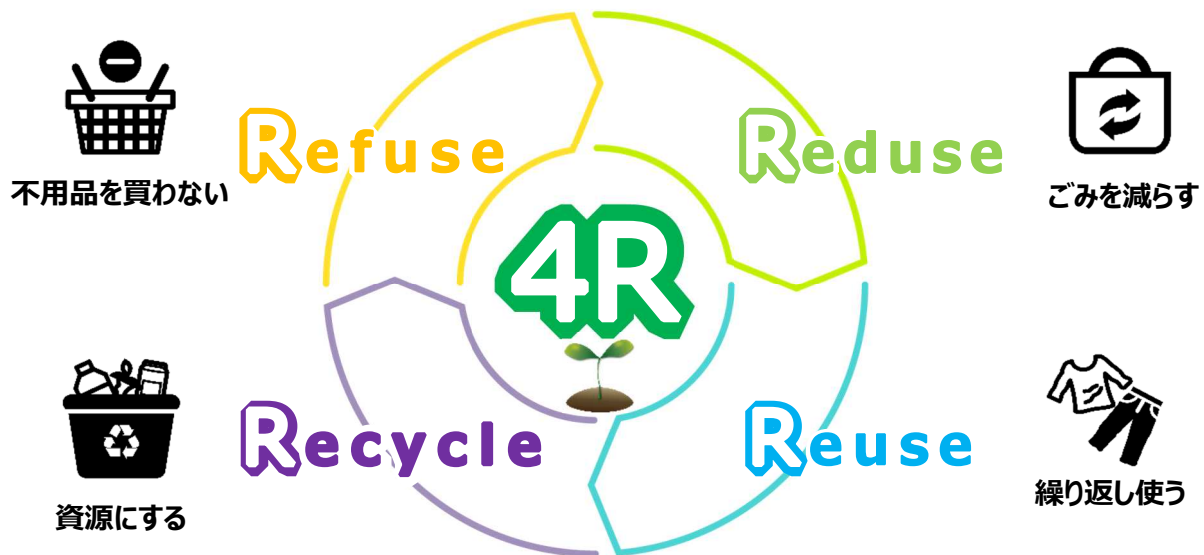
※ごみが事業所から運ばれた後も処理責任は、**ごみを出した事業者**にあります。

信頼できる許可業者に処理を依頼するとともに、事業所から出るごみの種類や排出量、処理方法などを把握し、ごみの減量化に努めてください。

04 | ごみを減らすための 4R

ごみを減らすためには、次の 4 R (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を推進する事が大切です。

(1) から (4) の順番でごみを減らす取り組みをしましょう。



(1) Refuse (リフューズ)



『不要品を買わない・貰わない・使用しない』 ▶▶▶ 発生抑制

まずは、ごみの量を減らすため、ごみのもとになるものを買わない・貰わない・使用しないようにしましょう。

-  メーカーや卸売業者などに、梱包材や包装材の簡素化や引取りを依頼する。
-  梱包や包装の少ない商品づくりを心がける。
-  過剰包装を見直し、量り売りなどを検討する。
-  環境に配慮したリサイクル（再資源化）しやすい素材を使用する。
-  賞味期限切れ商品などの廃棄を削減し、販売管理の徹底を図る。
-  飲食店や従業員食堂ではメニューを工夫し、食べ残しを減らすとともに、割り箸など使い捨て品の利用を減らす。

(2) Reduce (リデュース)



『ごみを減らす』 ▶▶▶ 排出抑制

次に、ごみが出ないような工夫をしましょう。

-  紙媒体を電子媒体に切り替えて、廃棄する紙の量を削減する。
-  事務用品に、詰め替え用品を使用する。
-  資源化できるものを燃やせるごみに出さないように努める。
-  エコマーク商品やリサイクル商品を販売する。
-  飲み物は、なるべく湯飲みやコップを利用し、使い捨て容器（紙コップなど）の使用量を減らす。
-  食料品の加工くずなどは、十分に水切りをして廃棄する。



(3) Reuse (リユース)

『繰り返し使う』 ▶▶▶ 再使用

繰り返し使えるものを増やしましょう。

-  裏面が利用できる印刷済みのコピー紙などは、メモ用紙に利用する。
-  使用済みの封筒やファイルなどは、内部での連絡などに使用する。
-  梱包材などは、繰り返し使用する。
-  コピー機やパソコンプリンターのトナーカートリッジなどの詰め替え可能なものは、メーカーの回収などを利用する。
-  リユース（再利用）できる商品を開発・普及させる。



(4) Recycle (リサイクル)

『資源にする』 ▶▶▶ 再生利用

資源ごみを徹底して分別して、処分ではなく資源化を図りましょう。

-  新聞・雑誌、段ボール、雑誌（OA用紙、包装紙、封筒等）の古紙類は、分別を徹底し、資源化に努める。
-  事務用品などの物品を購入する際は、再生品の環境に配慮したものを購入する。
-  びん、缶、ペットボトルは分別を徹底し、資源回収業者や産業廃棄物処理業の許可業者に委託する。
-  食品の加工くずや売れ残り品などは、生ごみ処理機などで堆肥化したり、再生利用事業者に依頼し堆肥化したりするなど、飼料化に努める。

05 | 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、ごみステーションに出すことはできません。ごみステーションに出せるのは、家庭ごみだけです。事業者自らが、処理施設へ搬入するか、許可業者に収集を依頼し、適正に処理・処分してください。

(1) 事業者自らが処理する方法

① 処理施設へ搬入する

玉野市の処理施設である『**玉野市東清掃センター**』や『**玉野市一般廃棄物最終処分場**』に自己搬入します。

搬入できる廃棄物は、**玉野市内**で発生したごみだけです。処理施設へ自己搬入する**2週間**前に、必ず環境保全課または東清掃センターへ「一般廃棄物処理許可申請書」を提出し、搬入許可証を受領・提示して搬入してください。



住 所 / 玉野市槌ヶ原 3 0 7 2 - 5

T E L / 0 8 6 3 - 2 1 - 3 3 8 3

受 付 / 月～金曜日

(土曜日、日曜日、年末年始を除く)

8:30～16:30

※12:00～13:00の間、事業者は搬入できません。



住 所 / 玉野市和田 7 - 8 0 2 - 8

T E L / 0 8 6 3 - 8 1 - 5 3 7 1

受 付 / 月～金曜日

(土曜日、日曜日、年末年始を除く)

8:30～12:00、

13:00～16:30

※12:00～13:00の間、搬入できません。

※産業廃棄物は、玉野市東清掃センターや玉野市一般廃棄物最終処分場に搬入できません。
県から許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、産業廃棄物処理場で適正に
処理・処分してください。

② 自己処理する

生ごみについては、生ごみ処理機やコンポスト容器（堆肥化容器）により自己処理することができます。

（2）業者に依頼し、処理する方法

① 燃やせるごみとして処理する

自己搬入することができない場合は、許可業者に収集を委託します。事業系一般廃棄物を運搬収集できる業者は、許可業者に限られますので、必ず許可業者と契約し、処理してください。許可業者は、本ガイドブック14ページをご確認ください。

② 資源物を処理する

新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類は分別を徹底し、許可業者に依頼するか、資源回収業者などに自己搬入または回収を依頼してください。また、びん、缶などについては、資源回収業者や産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し、適正に処理するか、納品業者に引き取ってもらってください。

店舗兼住宅 | 自宅に店舗や事務所がある場合

-  家庭から出されるごみ（家庭系ごみ）と店舗から出されるごみ（事業系ごみ）に分けなければなりません。
-  家庭系ごみは地域のごみステーションに出すことができますが、事業系ごみは少量であっても、ごみステーションに出すことは**できません**。排出した事業者自らが処理してください。
-  事業系ごみと家庭系ごみを**分別していない場合、すべて事業系ごみ**とみなし、市では**収集しません**。

06 | 一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業系一般廃棄物を収集運搬できる業者は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第7条第1項の規定に基づき、玉野市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に限られますので、必ず許可を受けている業者と契約し、事業系一般廃棄物を処理してください。

許可業者は次のとおりです。最新の情報は、玉野市ホームページで確認してください。

令和4年4月1日現在

	業者名	取扱廃棄物	所在地	電話番号
1	(有)河本	ごみ	玉野市迫間 2349	71-2035
2	(株)勢昌興運	ごみ	玉野市番田 1025	66-5755
3	玉野環境技術(株)	ごみ・し尿	玉野市玉原 3-20-1	32-5033
4	(株)玉野清美社	ごみ	玉野市宇野 1-40-21	31-3289
5	(有)築港衛生	ごみ・し尿	玉野市玉原 3-20-1	21-5336
6	(株)幡	ごみ	玉野市日比 6-86	080-5230-4445
7	(株)正岡	ごみ	玉野市後閑 1515	41-2887
8	(有)黒口組	ごみ	玉野市八浜町見石 1608-11	51-1215
9	興和総業(株)	ごみ	玉野市玉原 3-20-1	32-3777
10	総興運輸倉庫(株)	ごみ	玉野市玉原 3-11-2 三井造船構内事務所 玉野市玉 3-1-1	31-1778
11	(株)玉野民生公社	浄化槽汚泥	玉野市玉原 3-20-1	31-1398
12	灘崎クリーン(有)	ごみ	岡山市南区西紅陽台 2-58-422	086-362-3430
13	三宅組(株)	ごみ	玉野市宇野 1-12-21	32-1500
14	メディア(株)	ごみ	玉野市玉原 2-7-31	31-7121
15	たまの環境保全事業 協同組合	ごみ	玉野市後閑 1472-9	41-3567
16	大三運輸(株)	ごみ	玉野市田井 3-31-1	31-1321
17	(株)玉組	ごみ	玉野市玉原 3-11-3 (本社) 三井造船構内事務所 玉野市玉 3-1-1	21-3255

(順不同)

07 | 排出者としての義務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、また、同法第11条第1項において、「事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならない」とされています（**排出事業者責任**）。

廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることには変わりはありません。「廃棄物処理法」第12条第7項では、「事業者は、廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名などが公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクがあることを十分に認識する必要があります。そのため、事業者と許可業者の間で、収集運搬から処分までの委託契約を交わします。

次の事項を参考にしてください。

① 許可証を確認する

- ☒ 許可業者の持つ許可証を見て、収集依頼するごみの許可を得ているか確認してください。
- ☒ 事業系一般廃棄物の場合は、許可業者から選んでください。
- ☒ 産業廃棄物の場合は、岡山県から許可を得ている産業廃棄物収集運搬業許可業者から選んでください。

② 自社の条件に合うかどうか

- ☒ 収集日や収集時間、収集頻度、排出場所など、事業所の条件に合う業者かどうか確認してください。
- ☒ そのほか、CSR（企業の社会的責任）、コンプライアンスなどは、優良な業者を選ぶポイントになります。

不法投棄に関する罰則の例

事業系ごみは、『量が少ない』、『家庭から出るごみと内容が変わらない』としても、地域のごみステーションに出すことはできません。地域のごみステーションは、家庭から出るごみのための集積所です。

事業系ごみを地域のごみステーションに出すことは不法投棄にあたる可能性があり、違反事業者は法人に対して**3億円**以下の罰金（未遂の場合も含む）が科されます。

内容	罰則	根拠法令
法人の業務に関して不法投棄をした場合	法人に対して3億円以下の罰金（未遂の場合も含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第32条第1項

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第5条第1項において、「土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない」とされております。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第5条第2項において、「土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市長村長に通報するように努めなければならない。」とされており、事業者には自ら排出した廃棄物の処理だけでなく、事業者が管理主体である建物や土地などに設置されたごみ箱や外部から持ち込まれた廃棄物についても、管理者責任において処理する必要があります。

08 | 事業系ごみの搬入状況調査（展開検査）

玉野市では、許可業者が玉野市東清掃センターに搬入する事業系ごみについて、次のとおり搬入状況調査（以下「展開検査」という。）を実施しています。

（1）目的

玉野市東清掃センターに搬入される事業系一般廃棄物は、他市町村のごみやプラ・金属などの産業廃棄物の混入、積載量の超過などを調査し、違反行為者に対して指導を行います。

（2）調査場所

玉野市東清掃センター（資源化物ストックヤード）

（3）違反行為者に対する指導

違反物を発見した場合は、搬入業者に立ち会いを求め、「玉野市廃棄物の減量及び適正に関する条例・規則」に基づき、「確認書」で違反物の確認を行い、その違反物は持ち帰ってもらいます。

また、後日、廃棄物の管理状況について事務所に立ち入り調査を行うとともに、事後も継続的に展開検査を行い、改善がみられない場合は、「勧告書」で改善計画の提出を求めます。「勧告書」の通知以降、改善がみられない場合は、搬入停止処分を行う場合があります。



【展開検査の様子】

⇒
産業廃棄物



⇒
資源化物



09 | ごみの減量に向けた取り組み

廃棄物は適正に処理することはもちろんですが、まずは『出さないこと』です。そのためには、一人ひとりが**4 R**（発生抑制＝リフューズ、排出抑制＝リデュース、再使用＝リユース、再生利用＝リサイクル）を意識し、事業所全体で協力して取り組むことが重要です。まずはできることから始めてみてください。

（１）啓発活動

① ごみの排出場所や保管場所の明確化・掲示

- ☒ ごみや資源の種類ごとに排出場所や保管場所を明確化
- ☒ ごみの資源の名称を表示し、ごみ出しのルールや注意事項などを明記したポスターを作成・掲示



② マニュアルの作成、掲示板

- ☒ 統一的なリサイクルマニュアルなどを作成し、啓発
※事業所や部署ごとに4 Rについて評価を行うなども効果的です。



③ ごみの持ち帰りの啓発

- ☒ 施設の利用者には、ごみの持ち帰りを呼びかけ



④ テナント会議や社内会議

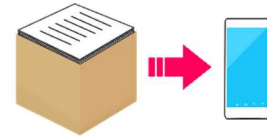
- ☒ 会議の場で、ごみ問題について検討
※実態や問題点を把握し、ごみの減量目標の達成などを図ることができます。



(2) 紙のリサイクルなど

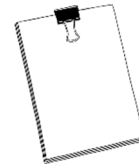
① ペーパーレス化（排出抑制）

- ☒ 連絡手段に電子メールを活用するなど、ペーパーレス化を推進



② 両面印刷や紙の裏面使用の促進（再使用）

- ☒ 紙資源を有効利用するためにも、紙の裏面をメモ用紙に使うなど、再使用を心がける



③ リサイクルボックスの活用（再生利用）

- ☒ リサイクルボックスを設置し、古紙のうち資源となるものは、分別を徹底し、資源化に努める



(3) 家電リサイクル品目

- ☒ **業務用**として製造・販売されているものは、家電リサイクル法の**対象外**となりますので、**産業廃棄物**として適正に処理してください。

- ☒ **家庭用**として製造・販売されている家電リサイクル品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づいた処分が必要となります。

家電リサイクル品



- ☒ **家庭用機器を業務用**として使用していた場合には、家電リサイクル法の**対象**となりますので、小売店などに依頼するか、指定引取り場所にお持ち込みください。
※市では収集などはしていません。

処理方法

① 販売店・購入店への依頼

新しく買い替える店や、その製品を購入した店に依頼してください。詳しくは、最寄りの小売店などにご確認ください。

② 自社で手続き

廃棄する家電メーカー名や大きさ、リサイクル料金を事前に確認し、郵便局で家電リサイクル券に必要な事項を記入したうえで、リサイクル料金を振り込んでください。（別途、振込手数料が必要。詳しくは、郵便局でご確認ください。）

家電リサイクル券を廃棄する家電に貼らずに、以下の指定引取り場所にお持ち込みください。

引取場所	住 所	電 話
平林金属（株）岡山工場	岡山市北区下中野406-1	086-241-6943

※事前に電話などで、営業時間などを確認してください。

※家電リサイクル料金はメーカーによって異なります。詳しくは、以下の家電リサイクル券センターにお問い合わせください。

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

電 話 番 号／0120（319）640

ホームページ／<http://www.rkc.aeha.or.jp>

受 付 時 間／9:00～18:00（日曜・祝日休）

（４）減量化・資源化によるメリット

① 事業所のイメージアップ

環境問題への関心が高まっている昨今、消費者は事業者が環境問題にどのように取り組んでいるか注目しています。ごみの減量化・資源化はもちろんのこと、地域のリサイクル活動への参加・協賛など、身近なところから環境問題に取り組み、その成果をPRすることで事業所のイメージアップにつながります。



② 競争力の強化

行政や事業者間の取引の際に、環境に対する取り組みが会社選定の指標となってきました。I S Oなどの国際的な認証を取得することにより、取引事業所が増し、商取引の機会が広がります。



③ 経費の節減

ごみの処理費用を削減できることはもちろん、事務用品やエネルギーの無駄遣いを減らすことになり、経費節減につながります。



④ 業務の効率化

職場の効率化や製造工程の合理化などにより、製品不良などが減り、業務の効率化につながります。



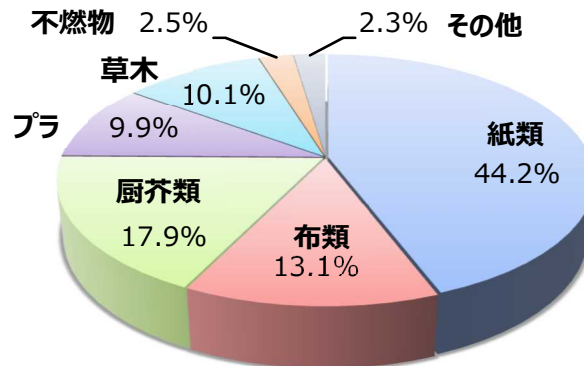
⑤ 従業員の意識改革

ごみ減量や資源化に本格的に取り組むために、従業員全員が協力して実行する必要があります。ごみを出さない職場づくりを目指すことで、一人ひとりの意識改革にもつながります。



10 | 業種別適正処理

(1) 事業所・ビル | 多くの事業所が入居するテナントビルや自社ビル、公共機関など



令和3年度収集運搬アンケート調査結果より

一般廃棄物のうち、リサイクルできる可能性のある紙くずが **44.2%**含まれています。段ボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。

混入していた産業廃棄物



ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ・スチロール、その他プラスチック容器、容器包装以外のプラスチック類



スチール缶、その他金属

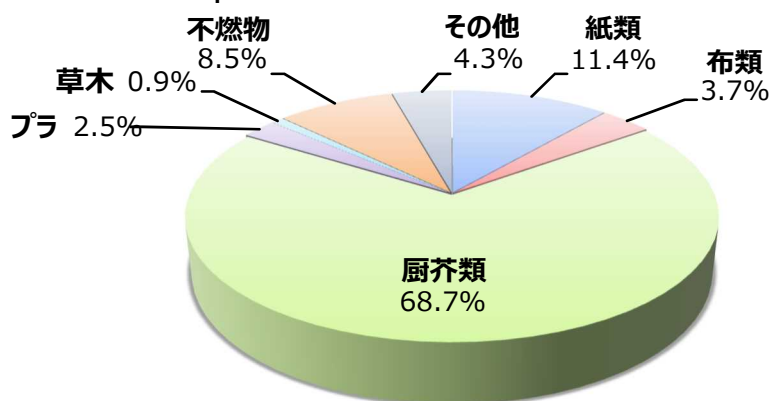
混入の原因として考えられること

- ⚠ 産業廃棄物の分類が分かっていない
- ⚠ 従業員や来訪者が捨てるごみを分別していない
- ⚠ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別するごみ箱や場所がない
- ⚠ ごみの分別区分に応じた表示がない
- ⚠ 資源化可能な紙（雑誌、オフィス古紙）を廃棄物の保管場所に出している

適正に分別するための工夫

- ☑ 各フロア（各部署・部屋）で分別を徹底する。
- ☑ ごみ箱には、ごみの品目を明示する。
- ☑ 来訪者のペットボトルや弁当殻などは持ち帰るように伝え、事業系ごみに混ぜないこと
- ☑ テナントや従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること

(2) 宿泊業・飲食業 | 飲食店、ホテル、旅館など



令和3年度収集運搬アンケート調査結果

一般廃棄物として処理されているごみの中に、生ごみ（厨芥類）が **68.6%**含まれています。食品廃棄物は、食品リサイクルや食品ロス（作り過ぎの抑制）などの取り組みを推進しましょう。

一般廃棄物のうち、リサイクルできる可能性のある紙くずが **11.4%**含まれています。段ボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。

混入していた産業廃棄物



ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ・スチロール、その他プラスチック容器、容器包装以外のプラスチック類



スチール缶、アルミ缶

混入の原因として考えられること

- ⚠ 産業廃棄物の分類が分かっていない
- ⚠ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別するごみ箱や場所がない

適正に分別するための工夫

- ☑ 各フロア(各部署・部屋)で分別を徹底
- ☑ ごみ箱には、ごみの品目を明示
- ☑ 従業員や清掃員、来訪者へ取り組みを周知

食品リサイクル法

製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物など、そのものの発生を抑制し、再生利用したり、減量化したりすることが義務づけられています。

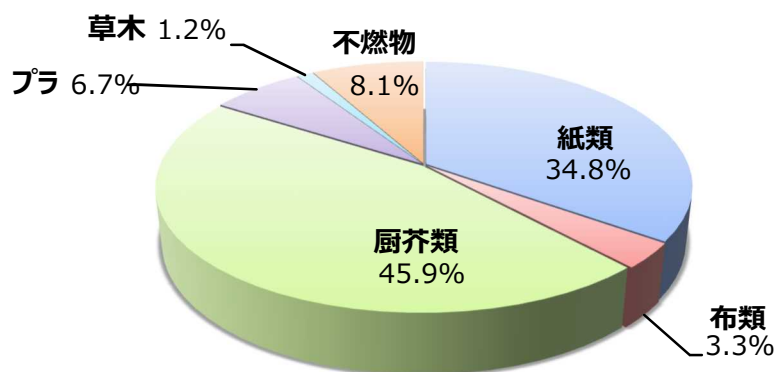
◆対象事業者

食品を製造・加工、小売・飲食などを営んでいる事業者

◆対象となる食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残りや食品の流通過程、商品段階で生じる売れ残りや食べ残しなど

(3) 卸・小売業 | スーパー、コンビニエンスストア、商店など



令和3年度収集運搬アンケート調査結果

一般廃棄物として処理されているごみの中に、生ごみ（厨芥類）が **45.9%**含まれています。

食品廃棄物は、食品リサイクルや食品ロス（作り過ぎの抑制）の取り組みを推進しましょう。

一般廃棄物のうち、リサイクルできる可能性のある紙くずが **34.8%**含まれています。ダンボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。

混入していた産業廃棄物



プラスチック

ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ・スチロール、その他プラスチック容器、容器包装以外のプラスチック類、ゴムくず



燃えないごみ

スチール缶、その他金属

混入の原因として考えられること

- ⚠ 産業廃棄物の分類が分かっていない
- ⚠ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別するごみ箱や場所がない

適正に分別するための工夫

- ✓ 各フロア(各部署・部屋)で分別を徹底
- ✓ ごみ箱には、ごみの品目を明示
- ✓ 従業員、清掃員、来訪者へ取り組みを周知

食品リサイクル法

製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物などそのものの発生を抑制し、再生利用、減量化が義務づけられています。

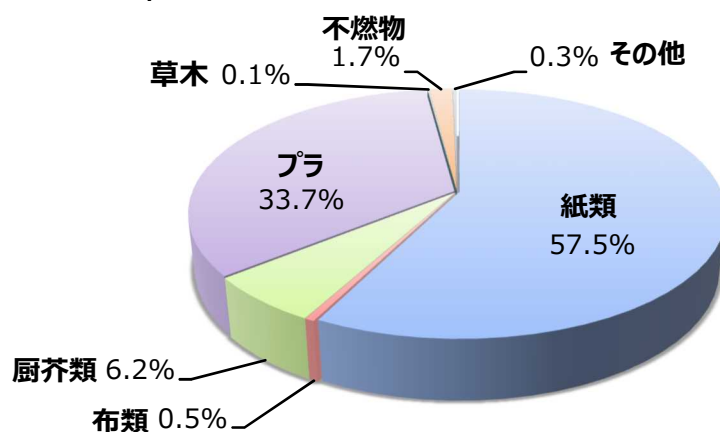
◆対象事業者

食品を製造・加工、小売・飲食などを営んでいる事業者

◆対象となる食品廃棄物

食品の製造や調理過程で生じる加工残りや食品の流通過程、商品段階で生じる売れ残りや食べ残しなど

(4) サービス業 | 理容・美容業、映画館、レンタルビデオ店など



令和3年度収集運搬アンケート調査結果

一般廃棄物のうち、リサイクルできる可能性のある紙くずが **57.5%**含まれています。段ボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。

一般廃棄物として処理されているごみの中に、生ごみ（厨芥類）が **6.2%**含まれています。

食品廃棄物は、食品リサイクルの取り組みを推進しましょう。

混入していた産業廃棄物



ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ・スチロール、その他プラスチック容器、容器包装以外のプラスチック類、ゴムくず



スチール缶、アルミ缶、その他金属

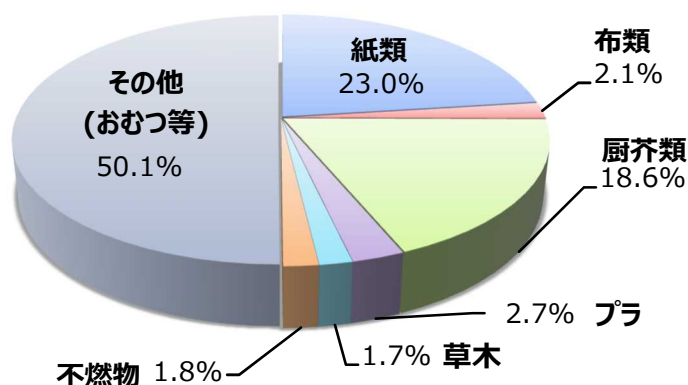
混入の原因として考えられること

- ⚠ 産業廃棄物の分類が分かっていない
- ⚠ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別するごみ箱や場所がない

適正に分別するための工夫

- ☑ 各フロア（各部署・部屋）で分別を徹底する
- ☑ ごみ箱には、ごみの品目を明示する
- ☑ 保管場所での分別を徹底する
- ☑ 従業員や清掃員、来訪者へ取り組みを周知すること

（５）病院・医療機関・介護事業 | 病院、診療所、デイケアセンターなど



令和３年度収集運搬アンケート調査結果

一般廃棄物のうち、リサイクルできる可能性のある紙くずが**23.0%**含まれています。段ボール、新聞紙、雑誌、広告、コピー用紙などリサイクル可能な紙類は、分別してリサイクルに努めてください。

一般廃棄物として処理されているごみの中に、生ごみ（厨芥類）が**18.6%**含まれています。食品廃棄物は、食品リサイクルや食品ロス（作り過ぎの抑制）の取り組みを推進しましょう。

混入していた産業廃棄物



ペットボトル、レジ袋、発泡トレイ・スチロール、その他プラスチック容器、容器包装以外のプラスチック類、ゴムくず



スチール缶

混入の原因として考えられること

- ⚠ 産業廃棄物の分類が分かっていない
- ⚠ 一般廃棄物と産業廃棄物を分別するごみ箱や場所がない

適正に分別するための工夫

- ✓ 各フロア(各部署・部屋)で分別を徹底
- ✓ ごみ箱には、ごみの品目を明示
- ✓ 保管場所での分別を徹底
- ✓ 従業員や清掃員、来訪者へ取り組みを周知

医療機関での廃棄物処理委託契約

医療機関でのごみ処理は、一般廃棄物や産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理委託契約が必要になります。注射筒、点滴バッグ、ディスポーザル手袋などで感染性でないプラスチック・ゴムは分別し、必ず産業廃棄物として処理してください。

感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物として、別途処理委託契約を締結し、適正に処理してください。

参考 環境省作成『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』
<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

11 | 事業系ごみに関する Q&A

Q1 事業系ごみは、市では収集しないの？

A 事業系ごみは、市では収集しません。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者が自ら適正に処理する責任があるためです。廃棄物の減量化や資源化をより一層推進するため、ごみを出した事業者の責任で自ら処理してください。

Q2 許可業者と契約するにはどうすればいいの？

A ごみの種類や量によって、条件の合う許可業者を選び、各自で契約してください。許可業者の連絡先は、事業系一般廃棄物であれば本ガイドブック 14 ページでご確認ください。産業廃棄物であれば、「おかやま廃棄物ナビ」のホームページ内で検索してください。

おかやま廃棄物ナビ

検索

Q3 ごみは少量のみで、種類も一般家庭から出るごみと変わらないのに、許可業者と契約しなければならないの？

A 事業系ごみとは、量や質に関わらず事業活動に伴って排出されたごみです。少量でも、ごみステーションに出すことはできませんので、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、事業者自らが自己搬入するか、許可業者に処理を依頼するなど、適正に処理してください。

Q4 市の施設に直接搬入することはできるの？

A 市内で発生した事業系一般廃棄物は、環境保全課または東清掃センターに一般廃棄物処理許可申請書を提出し、搬入許可証を受領後、東清掃センターへ自己搬入（有料）することができます。産業廃棄物は搬入することはできません。

Q5 ごみを自分で焼却していいの？

A 屋外での焼却は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。ごみの焼却は、廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則認められていません。

【参考】 廃棄物関係法令

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

（事業者の責務）

- 第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【玉野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例】（抜粋）

（事業者の責務）

- 第 5 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市民の自主的な美化活動に協力するよう努めなければならない。

（事業系廃棄物の減量）

- 第 10 条 事業者は、再利用の対象となる物の分別の徹底を図ること等再利用を促進するための必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

- 第 11 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保すること等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の自己評価等)

第 12 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(適正包装等の推進)

第 13 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民等が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民等が包装、容器等を不要とし、又は返却する場合には、それらの回収に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第 24 条 市長は、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する占有者等(以下「多量排出事業者」という。)に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所、運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 多量排出事業者は、市の処理が容易になるように、事業系一般廃棄物をあらかじめ破碎、圧縮、脱水等の中間処理をするとともに、適正に分別して排出しなければならない

事業系一般廃棄物ガイドブック

—減量化・資源化及び適正処理—

令和4年（2022年）11月発行

玉野市市民生活部環境保全課 東清掃センター 作成

〒706-0141 岡山県玉野市槌ヶ原3072-5

TEL／0863-21-3383

FAX／0863-21-3397

E-mail／higashiseisou-c@city.tamano.lg.jp

問い合わせ先

一般廃棄物に関すること

玉野市市民生活部環境保全課

☎0863-32-5520

東清掃センター

☎0863-21-3383

産業廃棄物に関すること

岡山県備前県民局 地域政策部 環境課

☎086-233-9805

おかやま廃棄物ナビ

https://junkan.pref.okayama.jp/okayama_waste_navi/

